

○酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例

(令和4年12月12日条例第30号)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限に関する特例)

第3条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第30号)第3条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(酒田市公文書・情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第5条 法第105条第3項において準用する同条第1項の審査請求があったときに諮問する機関は、酒田市公文書・情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年条例第22号)に規定する酒田市公文書・情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)とする。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

- (2) 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前 2 号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(運用状況の公表)

第 6 条 市長は、毎年度、法及びこの条例の運用状況について、市民に公表しなければならない。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。